

平成16年度事業計画

第1 基本方針

1. 職業後見人としての自覚の徹底

本年12月22日、リーガルサポートは設立5周年という節目を迎える。この間、成年後見制度の受け皿として良質な職業後見人を多数供給すると共に、実務上の問題点の把握に努め、制度改善等について幅広い提言を行ってきた。同時に全国一斉無料成年後見相談会を始めとする種々の普及活動、関係機関・団体との連携構築等も全国規模で展開し、さながら成年後見制度に関するナショナルセンター的な役割を果たしてきたといえよう。その結果、利用者は徐々に増加し、制度は単なる広報の段階からいかに利用するかという普及の段階に移行し、ここに「有能な後見人の確保」という最も基本的な課題が大きく顕在化している。

およそ後見人は、親族後見人と職業後見人（第三者後見人）に分けられるが、我が国の急速な少子・高齢化の進行、要介護者の激増と家族の過重負担、親族間の対立や複雑な法律問題の増加、そして「財産管理・身上監護はプロに」という考え方の普及等を視野に入れると、職業後見人とりわけリーガルサポートに対する期待は益々高まるものと予測する。

では、その期待の中身は何か。それは、法律家集団であることに加え、独自の研修システムと執務管理体制を整備していることに他ならない。一定の研修を履修した法律専門家であるならば、基礎的な技能は当然のこと、成年後見人として善管注意義務や身上配慮義務にも意を尽くした職務遂行能力も備わっているであろうとみられる。そこに着目されて、家庭裁判所を始めとする多くの関係者から信頼を得て成長してきたのである。その信頼を根拠に、審判により「適任者」として認められたという重さを自覚し、さらにその足元を見つめ直すための研鑽を続けなければならない。

確かに会員である司法書士に義務研修を課したり、報告を義務づけたのは制度史においての初めての経験であったことから、導入を巡りまたその後も軋轢や試行錯誤があったのも事実である。しかし、会員の不断の意識改革と創意工夫、研修や執務管理の励行は、むしろ利用者を支援するためにあること等の理解が進み、体制も整いつつある。そして、今やリーガルサポートが採用した研修と執務管理はこれから成年後見実務を取り扱おうとする団体に対し、一定の参入基準となるほどに影響を持つ団体に至っている。成年後見制度の受け皿として登場したリーガルサポートは、高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支えるいわば「公器」としての役割を果たし、さらに、我が国の社会保障制度や社会福祉事業の一角を支える重要な役割を担うインフラとしても期待されており、もはやリーガルサポートの都合だけで活動を中断したり後退することの許されない存在となっていることを覚悟する必要がある。

2．依頼者の権利擁護のために

現在、多くの会員や本法人自体が成年後見人等に選任され、各地において幅広い後見活動を行っている。依頼された事件には誠実に執務しており、「利用して良かった」「これで安心できる」等の高い評価を得ている。

しかし、昨年度において、成年後見人等に就任した会員の権限濫用や利益相反等を問われる過誤事件が発生した。成年後見人等に選任された会員は当法人の定款、会員執務規則、支部運営規程、そして日司連の「司法書士倫理」等を遵守することは当然のこと、依頼者に不利益となるような不適切な事務処理を行ってはならない筈であるが、残念なことに現実に発生してしまった。これは、職業後見人の供給を標榜するリーガルサポートの社会的信頼を揺るがしかねない行為である。

ところが、実際の間人関係や取引関係が錯綜する業務遂行に際しては、観念的には成年後見人としての権限濫用や利益相反、身上配慮義務等を理解していても、ややもすれば成年後見人等の任務に違反したり、制度の理念を見失う危険に直面することもある。また、過度に依頼者の利益擁護に陥ってしまうこと、「家族のために」という従来の家族制度の呪縛がまだ残っていることなども職務の障害となっているといえよう。しかし、司法書士は、高度の専門的知識と技能を備え、高い職業倫理も要求され、さらに、リーガルサポートの活動も厳しく追求される局面を迎えている。前述した職務の障害を克服し、依頼者の最善の利益をはかるには、職業後見人としての執務の要求水準の維持・向上、職務過誤の防止、そしてその意識改革のために、組織を挙げた倫理ないし執務の研修を徹底して展開しなければならないのである。

3．制度普及の推進

創造力を失った組織はいずれ社会から淘汰されるというのは歴史の教えるところであるが、リーガルサポートは公益法人という立場から成年後見という新たなる公益を創意工夫を重ね創造してきたのであり、その社会的意義を忘れてはなるまい。我々は、職業後見人の期待の高まりに呼応して、「職業後見人としての活動とそれを支える研修システムと執務管理体制」という独自の能力担保装置を創造している真っ只中にあること、そしてそれを充実させることこそが制度利用者の権利擁護体制を厚くすることになることを再度確認する。

同時に、「良質な職業後見人の供給」という中核事業に軸足を置きつつも、公益法人としての立場から、親族後見人に対する成年後見人養成講座の開催、『実践成年後見』の責任編集を始めとする普及活動にも継続して取り組む社会的責務があることも併せて銘記すべきである。

4．会員の執務支援

職業後見人としての基盤を充実させるための組織の整備・拡充に置く。同時に、方式の改善を進める。設立時に定めた執行管理システムが受託事件の大幅増加等を始めとす

る環境の変化に伴い徐々に活動の実態に適合しない面もでてきたからである。リーガルサポートの置かれている状況を把握した上で、迅速な改善に着手することも視野に入れなければならない。

具体的には、第1に職業後見人としての実践活動ができるための実務研修・倫理研修の開催、そして執務の具体的支援・相談体制である。会員が事務処理に迷ったり、孤立したり、独善に陥らないような環境を各支部に作る必要がある。その際、執務管理委員会が作成した「成年後見人等の基本的事務」等をテキストとするなどして、研修の機会を多くする。

第2に、定款第47条で定める「報告義務」の徹底である。他の機関からの指摘により報告を怠っていた事実が判明するような事態は、職業後見人の供給団体としては避けなければならない。

第3に、執務管理体制の改善・充実である。受託事件の大幅増加により早急な手当が求められている。統一的な指導監督基準を策定すると共に、支部からの担当者の出席等を促し、一定の役割分担と支部への事務委譲を該当支部の体制を見ながら試行的に進める。

5．入会促進

会員の入会と既会員の名簿登載を促進する。親族後見人の役割が低下し、第三者後見人の割合が増加するという傾向は一段と鮮明になってきた。親族後見人については「いくら親族といっても財産目録が作成でき、事務内容を家庭裁判所に報告できる能力と知識がないと選任するのは難しい」という家事審判官の発言にみられるように、親族後見人の候補者は吟味される段階に入ったといえる。ところが、一部の地域では家庭裁判所等からの推薦依頼に応えられない状況が発生している。介護保険制度の見直しにおいて、低所得者であっても制度の利用が可能となる仕組みが検討されている。成年後見制度に対する需要が拡大する前に職業後見人を過不足なく供給する体制を構築する。

今年度は、新人研修を始めとするあらゆる機会を捉え、会員5000人体制を目標としつつ、今年度は全司法書士の2割に相当する3500人を目標に400名の増員をはかりたい。特に、日司連の成年後見制度推進委員会等との協力をあおぎ、具体的な促進活動を行う。また、既会員に対しても個別的な説明を通じ名簿登載を促進する。

6．学会の支援

昨年、日本成年後見法学会が設立された。支部長各位および各会員の多大な支援を得て、現在、司法書士は全会員811名中229名を占めるに至っている。さらに学会入会を促進し、学会を発展させる。入会した会員に対しては、学者、弁護士、裁判所関係者、医師、公証人、社会福祉士等と共に研究を重ね、そこから得た理論や創意工夫を実務にフィードバックすることを期待する。

引き続き学会を支援していくことにかわりがないが、役割分担も徐々に進めていく。学会には、医師を始め広い分野の専門家が参加しているから、研究を委ねたり、協調し

た方が良い分野もあるからである。

7．関連機関との連携

成年後見制度の普及と利用者の促進を図るには、厚労省を始めとする機関との交流が不可欠である。その意味で、平成16年2月10日厚労省老健局で行った説明会の意義は大きいものがある。その情報は県及び県社協にも伝播するはずであり、支部には協力要請を前提に対応の準備をお願いしたい。本部としても、単なる説明会に終わらせるのではなく具体的な連携へとつなげていくためのフォローをする。

最高裁判所、各家庭裁判所との連携も継続して推進する。各支部においては、成年後見人等の推薦依頼を円滑に行うための意見交換会などを積極的に開催するよう働きかける。会員も「審判により適任者として認められた」ことを踏まえ、任務遂行に関する相談等を緊密に行う。

8．財務改善

平成15年4月2日付法務省民二第1023号による法務省の立入検査により指摘された事項について、「財務改善アクションプラン」を策定し、段階的な改善を図る。これは、公益法人改革が推進されている折、一定の基準をクリアーすることは今後の存続の大きな条件でもあるからである。1つの法人として、本部50支部が一体となった財務改善アクションプランを断行する。

9．法人後見体制の整備・充実

法人後見が大きな社会的評価を受けている。とりわけ、公後見人（パブリックガーディアン）のような先駆的な役割が注目されている。日本成年後見法学会第1回研究大会においても報告の機会が与えられている。これは、法人後見委員会を中心とした会員の努力の成果ではあるが、組織の意思決定に時間がかかる等課題も大きい。そこで「法人後見ハンドブック・法定後見版」をベースとする法人後見体制の整備・充実をはかる。同時に、法人後見を取り巻く関係機関にも理解と協力を呼びかける。

10．報酬のあり方を提案

有能な職業後見人を確保し質の高い後見事務を安定して行うためにも、また職業後見人を魅力ある職務とするためにも、適切な報酬は支払われてしかるべきである。しかし、成年後見人等の報酬は家庭裁判所が決定するため、必ずしも業務に見合った報酬が支払われていない。身上監護のための業務が考慮されず財産の多寡によって報酬が決定されたという不満も聞く。地域によっては、選任の段階で少額の報酬を提示されている状況にあり、これが職業後見人を確保するための障害となっている。不条理な報酬では支部会員に頼めず、支部役員が自ら引き受けているのが実態である。活動に見合った報酬のあり方を提案すると共に、家庭裁判所に対しても報酬基準のようなものを求めることも準備する。

さらに、本人を支援するために生活保護制度や成年後見制度利用支援事業の拡充を提案する。

1 1 . 法制度上の課題への対応

なお、視点を成年後見制度をとりまく社会全体に向けた場合、現在における制度の課題は、平成15年度に掲げたものが未だ継続している。

1つは、成年後見制度の社会への普及と浸透を高めることである。福祉サービスの利用制度化がはかられ「措置から契約」へと大きく制度は変わったにもかかわらず、現場では、まだまだ純粋な契約関係に基づかない福祉サービス等の提供が行われている実態がある。介護にかかわるトラブルなどが、消費生活センター等にも報告されているような状況において、真の意味で高齢者や障害者等が法的な救済を受けられる環境にあるのか、あらためてその意味を問い直す必要があるものと考えられる。リーガルサポートでは、成年後見制度に関する相談窓口の拡充や、制度広報の充実をはかりつつ、後見にかかる費用負担の問題等困難な課題についても積極的に取り組むべきだと考える。

2つめの課題は、社会的インフラの充実の問題があげられる。これは、後見事件を取り扱う家庭裁判所の態勢の問題や後見事務の担い手である後見人の育成・確保の問題である。

全国の家裁判所では、後見事件の急増により、その申立の調査、後見監督事件の管理等に苦慮している。そのため、一部の家庭裁判所(札幌、大阪、東京、名古屋)では、専門部を立ち上げ、その処理方法について工夫をしているところであるが、今後、後見事件が急増していくと、家裁の中の人員だけでは事務処理が間に合わなくなってくることが考えられる。リーガルサポートとしては、後見事件についての専門家の活用を促すとともに、一定の範囲内で家庭裁判所と連携をとっていくことも視野にいれ、活動していく必要がある。

また、福祉法の規定に基づく市町村長の申立てについても、成年後見制度利用支援事業とともに、もっと積極的な利用が図られるよう引き続き行政等関係機関への働きかけが必要である。

3つめの課題として、後見人の報酬と執務のあり方についての問題がある。特に、医療行為についての同意、死後の事務処理等、現場において直面する困難な問題が後見人を苦悩させている状況がみられる。簡単には解決できない問題であるとしても、社会的コンセンサスの醸成や必要であれば法的な手当てを求めていくことは必要である。今後も、他の専門職能、関係機関、関係団体、学界とも連携協力のもと、より深めた議論を展開していくことにしたい。リーガルサポートとしては、新しい分野への挑戦をおそれず、オピニオンリーダーとしての役割を自覚する必要があるだろう。

これらの課題を踏まえ、対外的事業を行っていく必要があるものと考えられる。

第2 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成16年度においては、その目的を達するために、以下の区分による具体的な事業を行なうこととする。

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援及び組織運営に関する事業
2. 成年後見制度の普及に関する事業
3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業
4. 後見人の執務のあり方に関する事業
5. 当法人の設立5周年記念事業

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 会員執務の支援

平成16年度においては、昨年度の反省を踏まえ、再度、各支部またはブロックに応募を募り、意欲的な業務研究の掘り起こしを図りたい。さらに、その成果を「実践成年後見」誌や日本成年後見法学会等で発表することも視野に入れて活動していきたい。

また、今後も後見業務受託件数は益々増大することが予想されるが、受託件数の増加の一方で、ややもすると執務管理が疎かになる恐れもある。

そこで、各ブロックごとに実務担当者会議を引き続き開催し、その中で、日頃の業務のなかで直面する事例問題を中心に研究発表し、各支部やブロック間の情報、意見交換の場を広げ、会員の執務管理の向上に役立てていきたい。

(2) 会員執務の管理

平成15年度の終わりに業務報告書の提出頻度の変更を決定した。報告書の作成、提出に要する時間を軽減し、会員が後見事務に専念できより適切な後見事務の遂行が行える環境の整備を目的とするものである。しかし、今後もリーガルサポートに対する期待は大きく、会員が受託する事件はさらに増加すると予想される。このため、会員の行う執務に対する指導・監督及び支援体制を整備、充実させる必要がある。

添付書類を含めた業務報告書の整備

平成15年度に、業務報告書の提出頻度の軽減と添付書類である領収書の最低金額を5万円以上とする変更を行った。しかし、報告書に関して、受託管理簿・財産目録、年次報告書の提出する時期やその様式、あるいは、添付書類並びに財産目録を補完する資料等につき、まだまだ会員の十分な認識と理解が得られていないもの

と考える。そこで、後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修と合わせて、業務報告書に関する説明会を実施する。

本部主催による後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修会の開催

平成 15 年度においては、後見人等の基本的な事務に関する理解が不十分ではないかと思われる事態が一部でみられたため、後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修会を 9 支部において開催した。その後も、法定後見人の基本的立場や財産管理における財産の利用・改良・運用・処分に関する考え方や認識が十分ではない、あるいは、財産の利用・改良・運用・処分を行う場合には、事前に家庭裁判所に対して確認、了解を得ることが必要であることを認識していない会員が見つけられる。このため、全会員に対して後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修会を受講する機会を得させるため、平成 16 年度および平成 17 年度にかけ、残りの支部の協力を得て、前記研修会を全ての支部において実施する。

電子情報による業務報告のあり方の検討

将来の執務管理のあり方を視野に入れ、平成 15 年度において会員に配布した業務支援ソフトを利用して、電子情報による業務報告のあり方を検討するため、次の事業を実施する。

1. 後見ソフトの保守事業
2. 後見ソフトを利用した業務管理事業
3. パイロット事業の実施

後見支援ソフトの導入に伴い、インターネットベースの執務管理が可能になり、将来の執務管理のあり方を視野に入れ、その利用方法の検討が必要であり、下記パイロット事業を実施する。

-) 電子情報による執務管理を行うパイロット支部を認定する。(パイロット支部候補 群馬支部)
-) 現在検討を予定している電子情報による執務管理方法

【月次報告】

会員が後見管理ソフトで管理している電子情報をデータ集積所の記憶装置に記憶させることをもって月次報告とする。支部および本部の業務審査担当者はそのデータを閲覧し問題点を把握する。なお、領収書等の附属書類の添付は不要とする。

【初期・年次報告】

会員は文書による業務報告書・出納帳・財産目録等の報告書を提出し、領収書等の附属書類を添付する。

-) 実施内容

データ集積用記憶装置を設置し、パイロット支部において、電子情報による業務報告を行う。このことを通して、データの保存・閲覧方法およびメン

テナンス方法並びにセキュリティ確保について検討を加え、執務管理方法の可能性を探る。併せて業務支援ソフトの利用の普及に努める。

) 今後の方向

電子情報による執務管理方法が可能であれば、次年度以降、随時管理体制可能な支部から導入することも検討する。

支部から本部への事件数報告や後見事務受託内容報告におけるネット管理の検討
支部から本部への事件数報告については、 の3の事業で併せて検討する。

事件受託管理簿における本部と支部の様式の統一化の実施

本部では、各支部から提出される各会員が受託した事件に関する後見事務等受託管理簿や業務遂行報告書等に基づいて業務報告書受付管理簿を作成し、リーガルサポート全体の受託事件状況を把握、管理している。また、東京、大阪等継続受託事件数が多い支部でも、類似の受付管理簿で受託事件の把握、管理をしている。報告書の管理事務の効率化、省力化を図るために、本部と支部で同一様式の業務報告書受付管理簿を使用する検討を行う。

執務管理事務の支部に対する一部移譲の実施

今後も増加する成年後見事件数に伴い、本部においては業務報告書の調査・確認による会員に対する指導・監督を代表とする執務管理事務がさらに増加することが予想される。後見事件の事務遂行に対するスタンスや会員の性格、通常の司法書士業務の進め方など個々の会員についての情報は、支部の方がよりの確に把握できると考えられ、さらに会員に対する指導・監督・支援の迅速性の面からも、会員から提出された業務報告書に基づく基本的な後見事務に関する指導・監督・支援は支部で行うことが望ましいと考える。また、継続受託事件数が50件を超えている支部がかなりあり、これらの支部では3ヶ月に一度本部へ提出するための業務報告書のコピー作業がかなりの事務量になり負担となっていると聞いている。

これらのことより、現在東京支部に対してのみ行っている業務報告書の保管委託と業務報告書に基づく基本的な後見事務に関する指導・監督・支援について支部に対する委譲の実施を検討する。

会員数の少ない支部に対する執務管理事務における支援

業務報告書に基づく基本的な後見事務に関する指導・監督・支援についての執務管理事務を支部が担って頂けた場合、今後本部の執務管理委員会では の後見人等の基本的な事務に関する研修と合わせた業務報告書に関する説明会とともに会員数の少ない支部を訪問し、業務報告書の受付・管理方法など執務管理事務における支援を検討する。

紛議処理委員会（仮称）の設置

会員の行う後見執務等に関して、利害関係人等から問合せが入ることが増加してきていることをふまえ、利用者や関係者、関係機関からの申し入れに基づき、紛議処理を行う機関の設置を検討し、平成16年度において発足させることとしたい。

(3) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度の発展とともに法人後見等の必要性はさらに高まっていくと思われる。その中で、法人後見の有用性が期待されていると共に、その複雑さが指摘されてきている。また、支部委員会の負担も相当のものとなることが判ってくるとともに、各支部とも支部委員の確保・質の向上を考慮せざるを得ない状況になってきている。今後、法人後見が成年後見制度の重要な制度のひとつとして確立するのは、今後のリーガルサポートの活動次第だと思われるが、その中心は支部における組織の確立といっても過言ではない。昨今、本部・支部の指導監督不足と思われる事案が散見されており、法人後見の成否がリーガルサポートに与える影響が非常に大きいことを肝に銘じて、今後の事業計画を下記のように展開したい。

本部組織の確立の推進

- ・支部からの法人後見等の承認申請に対するレスポンスを高める。
- ・不祥事予防のための監督・指導体制を徹底する。

支部組織の確立の推進

- ・支部法人後見部あるいは支部役員会を活用した、支部における監督・指導体制の確立を推進する。

本部・支部の情報の共有

- ・法人後見マニュアルによる本部・支部・担当者の役割の明確化と情報の的確な把握を推進する。
- ・本部・支部間の情報・意識を共有するため、本部・支部間の連絡・交流を密にする。

本年度から、本部法人後見委員会に各支部の法人後見委員を招聘し、意見・情報の交換を深める。

- ・本部・支部の密接な情報交換のため、本部の担当制を強化する。

(4) 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

市民向けの講演会や隣接職能での講演会での講師を経験する中で、高齢者や障害者等の権利擁護を担う職能としての期待感を感じる。こうした期待感の中での研修は、知識の習得だけでなく、成年後見業務に欠くことのできない人権意識や現場感覚を養うことも大切である。会員も、被後見人等との関わりの中で、改めて成年後見実務に関する研修の重要性が認識されるものと思われる。

こうした市民の期待にこたえうように、本年度は実務研修・倫理研修を通して会員の後見事務の質を向上するため、執務管理委員会を初めとする本部各委員会及び役

員と協力して、研修講師の派遣、各地域における本部研修等を企画する。

平成 15 年度における「研修実施要綱」、「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の改正を踏まえ、研修教材としての「法定後見ハンドブック」及び「任意後見ハンドブック」、「研修用ビデオ」の配布を予定している。なお、一部事業については、日司連との共同事業も予定している。

共通補助教材の作成等

「法定後見ハンドブック」の会員への配布

「任意後見ハンドブック（仮称）」の作成および会員への配布

研修に関する規定等の見直し及び普及

「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の改正に関する説明（「手引き」の配布他）

研修カリキュラムに関する見直し

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

必須科目（a b c）について、ビデオ作成をかねた本部主催（若しくは支部との共催）研修会の開催

特に、会員執務倫理に関する研修の重要性を加味し、執務管理委員会を初めとする本部の各委員会および役員と協力して、研修講師の派遣、各地域における本部研修等を企画する。

(5) インターネットホームページの充実

成年後見制度に関する各種の情報伝達、資料提供、会員の意見交換等の場として、現在公開しているインターネットホームページの見直しを行い、一般の方が参加できるようなコンテンツを作成する。コンテンツとしては、

ネット版成年後見ノート（ライフプラン）

後見制度利用適性判断シート

各種アンケート

などが考えられる。

(6) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

対内的広報活動として、時機を得た各種の情報伝達を行っていく観点から、会員通信並びに日司連の『月報司法書士』への投稿を継続していく。

(7) 会員管理と事務局体制の充実

・事務局の運営及び事務局体制の充実

本法人の会員数は、平成 16 年 4 月 1 日現在で司法書士正会員 3 1 6 6 名、司法

書士法人会員3法人である。本法人の事業運営にあたっては、組織機能の整備・充実を図りながら、事業の効率化、スリム化に向けて、内部組織の改善を図ることが不可欠である。

現在の、専務理事及び事務局職員3名の体制を維持するためにも、総務委員会の充実をはかり、同委員会との一層の協力関係を構築していく。

- ・本部支部間の連絡体制の強化

支部運営会議を効率的に開催して本部と支部との連絡体制を強化し、それぞれの活動状況、問題点あるいは課題等について協議を行い、本部と支部との役割分担についても明確にしていく。

- ・正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

良質な職業後見人を供給する本法人に対する期待は益々高まるものと予測される一方で、家庭裁判所等からの推薦要請に過不足なく人材を供給しうる対策が急務となっていることから、日司連や単位会等の協力をあおぎ、正会員の入会促進を行うとともに、後見人等候補者名簿への登載を強く推進していく。

- ・賛助会員及び寄付金の募集

本法人が成年後見制度の受け皿として、高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える「社会の公器」としての役割を果たしており、また、「成年後見」というあらたな公益の創造と普及に努めてきたという社会的意義についての理解を求め、本法人の事業に賛同する賛助会員の募集を重点的に行うとともに、寄付金の募集を行い、財政基盤の強化をはかる。

- ・定款、諸規則、諸規程の整備

本法人組織の整備・拡充のため、必要に応じ、諸規定の見直しと整備を行う。

- ・各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他本法人が備える名簿の管理を行い、後見人等候補者名簿の登載者に対しては登載証明書の発行事務を行う。

- ・包括補償保険制度の検討

現在の包括補償保険制度について、日司連の司法書士業務賠償責任保険制度との関係に十分配慮しながら、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連した検討を行う。

- ・本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネット利用会計処理システムの導入について、今年度は、すべての支部への導入を図り、リーガルサポート全体での完全実施に向けた活動を展開する。

- ・効果的財務態勢の確立

公益事業を中心に各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部における財務状況の把握と各支部と本部との統一的な会計処理システムを構築する。

また、公益法人の制度改革の状況も踏まえ、指導監督基準に準拠したより一層強固な財務会計態勢を確立する。

特に、支部における繰越金の増加についての対策を検討し、各支部への効果的な

事業費支出方法の検討を行う。また、入会金、会費制度のあり方について、問題点及び課題の抽出を行う。

(8) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

本基金の助成対象者は、運営委員会の選考を経て、受託者である三菱信託銀行が決定するが、助成申込書の受付及び整理等、事務の一部を本法人の総務委員会が委託を受けて行う。

(9) 業務審査委員会

定款上の本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審議を中心として、成年後見実務上の問題点に関する検討及び会員へのアドバイス等も随時協議していくこととする。2か月に1回を原則とした会議を開催する。

(10) 意思能力調査委員会準備室

「生活環境調査報告書」の利用促進と改善

「生活環境調査報告書」を会員に提供して利用を促進するとともに、さら改善を図っていきたい。

「当法人としての能力判定の基準及び能力判定システムの構築」についてさらに資料収集と検討を進める。

平成15年11月に日本成年後見法学会が設立されたことから、今後とも当法人のみで、しかも相変わらず「準備室」という名称で検討を進めるのが適切であるか、再検討を要する段階にきている。そこで、今後の方向性を検討することとしたい。

- ・今までと同様に検討を進める
- ・学会の協力を得て、他の専門分野を交え、意思能力調査委員会を発足する
- ・学会との共同研究に切り替える
- ・学会で研究してもらうこととし、当法人より委員を派遣する等、今後の方向性を検討することとしたい。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

対外的広報活動として、昨年と同様に、9月の老人保健週間にあわせ全国一斉無料成年後見相談会を開催し、成年後見制度の利用促進に繋げたい。また、相談会マニュアルを作成する。

(2) 小冊子の発行

対外的広報活動の素材として、昨年度事業に加え、制度普及のための新規パンフレットを作成する。本年度のテーマは、「遺言と任意後見」を予定している。

(3) 「成年後見と遺言」説明会の開催

日本財団の助成を受け「遺言と任意後見」の小冊子を作成することに伴い、各支部の協力を得て、本年度は、首都圏30箇所程度の会場において、「成年後見と遺言」説明会を開催する。なお、この結果を見て次年度からは、全国各地での開催も検討する。

(4) 成年後見出前講座

対外的広報活動として、出張講座等を実施し、行政や関連団体及びマスコミ等への情報提供をより積極的に行い、リーガルサポートならびに成年後見制度の利用促進に繋げていく。

3. 社会的インフラの整備に関する事業

(1) 成年後見人養成講座の開催

第三者後見人が増えつつあるとはいえ、全体の84パーセントを親族後見人が占めるのが実情である。したがって、親族後見人に対する支援の一環としての成年後見人養成講座の重要性は、なお一層高いものと言えよう。これらの観点から、平成16年度は、以下の項目に重点を置いた事業を展開したいと考える。

支部における成年後見人養成講座の円滑な実施に資するため、本部から委員を派遣して、支部運営を支援する。

本部・成年後見人養成講座運営委員会において、引き続き全国各支部における開催状況の整理分析を行い、より一層質の高い講座開催に努める。

成年後見人養成講座を開催した支部からの意見を取り入れ、「養成講座テキスト」を改定し、改訂版5,000部を発行する。

(2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

設立後3年間で醸成された各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努める。

また、昨年度までに13団体と業務協定を締結しているが、今年度も需要に応じ検討・実施に努める。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

昨年11月に、学者、弁護士、社会福祉士及び司法書士の手で、日本成年後見法学会

が設立された。日本成年後見法学会の設立は、今後、リーガルサポートが抱えている成年後見に関する各種事業の役割分担を図り、ネットワークの構築・強化により大きな力となることが予測される。

リーガルサポートは、この学会の活動を委員や役員を派遣するなど支援をするほか、学会活動の進捗状況を見ながら、柔軟に対応することとしたい。

(2) 「実践成年後見」誌の責任編集等

「実践成年後見」誌が各界からの高い評価が寄せられていることを受け、また、新しい情報を早期に提供することの重要性・必要性から、本誌については、平成15年度と同様、春・夏・秋・冬年4回責任編集を行う。

本誌を通じて、後見事務等にかかわる実務上の問題点についての研究、情報交換、関係者相互の幅広いネットワークの構築を目指すとともに、多角的な幅広い意見・知識を本誌に反映させて、実務関係者に有益かつ最高レベルの情報提供を行うことができるような雑誌作りを目指す。具体的には、今後成年後見制度の発展の核となるであろう「日本成年後見法学会」に対し、研究発表の場を提供するなど、当学会との連携を積極的に推進していくこと。また、東北ブロック編集委員会を創設することなどを計画している。

時代のそして読者のニーズに応えるため、雑誌のリニューアルや編集委員会組織の再構築を検討する。

具体的にどのようなリニューアルを行うかは、これからの検討課題とする。また、編集委員会組織の再構成については、一つには東北ブロック編集委員会を創設する。二つ目には関東ブロック編集委員の交代の準備をする。三つ目には近畿ブロック編集委員会に委員1名を追加することなどを計画している。

成年後見の実務に携わる者にとって必読の書であると考えられる本誌をリーガルサポートの会員や一般実務家等に認知・普及させるための活動を行う。

具体的には、支部や関係者に原稿の依頼を行う。或いは、その活動を本誌で紹介するといった方法を通じて間接的に行うことになる。

(3) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

日司連「特定分野研修」の企画及び司法書士への研修会への呼びかけ。

各種団体や自治体等からの研修講師等の派遣要請もあるが、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。

5. 当法人設立5周年記念事業

平成16年12月、当法人は設立5周年を迎える。この間、成年後見制度の受け皿とし

て、職業後見人の養成と資質の向上に努めるとともに、後見執務を通じて起こり得る実務上の問題点を抽出し、成年後見制度の発展、改善に向けた積極的な活動を展開してきた。

これらの活動は、既に法律分野にとどまらず、国や社会のあらゆる分野において高い評価と大きな期待を受けるに至っている。

当法人の設立5周年という節目に際し、今までの当法人の活動を検証するとともに、シンポジウムの開催、『実践 成年後見』における特集号の企画等を行うことによって、今後の成年後見制度の健全な浸透と発展に向けた働きかけを行うこととしたい。